特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の概要

集団予防接種等の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルスの感染被害の全体的な解決を図るため、当該連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者等を対象とする給付金等を支給するため、所要の措置を講ずるもの。
（平成24年１月施行。令和8年改正法（11月20日公布・施行）により、令和13年度末（令和14年３月31日）まで延長）

1. 対象者

（1）対象者は、昭和23年から昭和63年までの集団予防等における注射器の連続使用により、7歳になるまでの間にB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者等（特定B型肝炎ウイルス感染者）

（2）対象者の認定は、裁判上の和解手続等（確定判決、和解、調停）※において行う。　※給付金等を受けるためには提訴する必要がある。

2. 特定B型肝炎ウイルス感染者を対象とする給付金等の支給

（支給事務は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が実施）

（1）**特定B型肝炎ウイルス感染者給付金**：

①	死亡・肝がん・肝硬変（重度）	3,600万円	
③	肝硬変（軽度）	2,500万円	
⑤	慢性B型肝炎	1,250万円	
⑦	無症候性持続感染者	600万円	
②	除斥期間が経過した死亡・肝がん・肝硬変（重度）	900万円	
④	除斥期間が経過した肝硬変（軽度）	600万円（300万円＊）	
⑥	除斥期間が経過した慢性B型肝炎	300万円（150万円＊）	
⑧	除斥期間が経過した無症候性持続感染者	50万円	

※　訴訟手当金として、弁護士費用（給付金の4%）、検査費用を支給。　＊現にり患しておらず、治療を受けたこともない者に対する給付額

（2）**追加給付金**：（1）の受給者について、病態が進展した場合、既に支給した金額との差額（②、④、⑥及び⑧は全額）を支給
他に、⑧については、定期検査費等に係る一部負担金相当等を支給

3. 請求期限

- 令和14年3月31日までに提訴（和解日等から1か月以内に請求）
  【過去の改正経緯（請求期限の変遷）】※法改正のタイミングで５年延長
  ・平成24年法制定時：平成29年１月12日まで　・平成28年改正時：令和4年１月12日まで　・令和3年改正時：令和9年3月31日まで
- 追加給付金は、病態が進展したことを知った日から5年以内に請求（新規の提訴は不要）
- 定期検査費等は、当該検査等を受けたときから5年以内に請求（新規の提訴は不要）

4. 費用及び財源

- 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に基金を設置し、政府が資金を交付。
- 給付金等の支給に必要な資金を確保するため、機構は厚生労働大臣の認可を受けて令和12年度まで長期借入金をすることができる（令和13年度までに償還）。
- 政府は、平成24年度から令和13年度までの各年度において機構に対して交付する資金については、平成24年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保（法附則）。